

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護士神川貫一の上告趣意は、第一点において判例違反をいうが、所論は、原判決がいかなる判例と相反する判断をしたというのか、その判例を具体的に示していないから判例違反の主張としては適法でなく、その余の所論はすべて事実誤認の主張をいわず、刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。また記録を調べても、同四一一条を適用すべきものとは認められない（軽二輪自動車は、大正一〇年農商務省令三六号商標法施行規則一五条二〇類車輛、船舶、其の他運搬用機械器具及其各部の「自転車」に含まれ、これと同年法律九九号商標法三四条一号にいう「類似ノ商品」に当たると認めるのを相当とする。

被告人Bの弁護士佐々木祿郎の上告趣意は、事実誤認の主張をいわず刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三五年七月六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	一